

自治会活動保険の手引き

【保険の加入について】

この保険は、安心して自治会活動を行っていただくため、自治会連合会が代表者となって加入し、自治会活動中に起きた事故に対応する補償制度です。

保険契約の掛け金は、美幌町から自治会連合会に対する補助金で支払っています。

美幌町自治会連合会

○保険の概要

この保険は、自治会活動中に偶然に発生した事故に対処するため、次の4つの補償を組み合わせた保険です。

1 賠償責任担保条項

自治会及び住民が第三者に対して賠償をするもの。

2 傷害見舞費用担保条項

住民以外の方が負傷された場合に、自治会から支払う見舞金に対して支払われるもの。

3 傷害担保条項

住民が負傷などの傷害を負った場合に支払われるもの。

4 費用損害担保条項

屋外で行う自治会活動等が雨、あられ、雪等により中止又は延期となったことにより、自治会が支出する費用に対して支払われるもの。

○補償内容

1 賠償責任担保条項

対 象：自治会及び住民

内 容：自治会及び住民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ① 自治会が所有、使用、管理する施設に起因する事故。
- ② 自治会が行う自治会活動の遂行に起因する偶然な事故。
- ③ 自治会に加入している住民が、自治会活動に従事している間又は自治会行事に参加している間に生じた事故。

例) 資源備蓄庫、テント、盆踊りのやぐら等が倒れた、作業中に第三者にケガをさせた等

支払限度額：1事故 1億円（免責無し）

補償対象外：① 自治会、住民の故意

② 戦争、暴動または地震、噴火、津波等

③ 施設の修理、改造、取り壊し等の工事

④ 自動車・原動機付自転車・航空機等の所有・使用・管理に起因する事故

⑤ 行事終了後のその活動等の結果に起因する事故

⑥ 住民の同居の親族に対する賠償責任

等

2 傷害見舞費用担保条項

対 象：自治会

内 容：他の地域に住んでいる住民の親族や他の地域に住んでいる方で自治会が参加を依頼した方が、自治会活動に参加した際、「急激・偶然・外来の事故」によりケガをされ、自治会が見舞金を支払った場合に保険金が支払われます。

例) ・運動会に招待した来賓の方が突風で倒れたテントの下敷きになりケガをし、10日間入院したので見舞金を支払った。

・お祭りに来た親戚の子が転倒し、8日間入院したので見舞金を支払った。

保 険 金 額：死亡した場合 10万円

※事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡された場合

後遺障害が生じた場合 4千円～10万円（程度に応じて）

※事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた場合

入院した場合 31日以上 2万円

15日～30日 1万円

8日～14日 5千円

※そのケガがもとで8日以上入院された場合

補償対象外：① 自治会、住民の故意

② 戦争、暴動または地震、噴火、津波等

③ 細菌性食中毒及びウイルス性中毒

等

3 傷害担保条項

対 象：住民

内 容：住民が自治会活動等に従事中または参加中に、「急激・偶然・外来の事故」によりケガをされた場合に保険金が支払われます。

例) 広報の配布中に転倒、運動会の競技中に負傷、その他各行事に参加中に負傷

保 険 金 額：死亡保険金 200万円

※事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡された場合

後遺障害保険金 8万～200万円（程度に応じて）

※事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた場合

※支払対象となる入院日数は180日が限度となります。

入院保険金（日額） 2,000円

※事故の日から180日以内にそのケガがもとで入院された場合

通院保険金（日額） 1,000円

※事故の日から180日以内にそのケガがもとで通院された場合

※支払対象となる通院日数は90日が限度となります。

補償対象外：① 自治会、住民、保険金を受け取る者の故意または重大な過失

② 戦争、暴動または地震、噴火、津波等

③ けんかや自殺・犯罪行為

④ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故

⑤ 脳疾患、疾病、心神喪失

⑥ 妊娠、出産、早産、流産、外科的手術などの医療処置（外科的手術などの医療処置によって生じた傷害が保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除く。）

⑦ むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの

⑧ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中の事故

⑨ 自動車等の乗用具を用いて競技等をしている間の事故

⑩ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

等

4 費用損害担保条項

対 象：自治会

内 容：屋外で行う自治会活動等が雨、あられ、雪等により中止または延期となり、自治会が次の費用を負担した場合に、保険金が支払われます。

- ① 仕出弁当や交通・宿泊機関のキャンセルに伴う手数料・違約金
- ② 会場等の使用料
- ③ やぐら、舞台、テント等の仮施設工事費
- ④ ポスター、案内状等の印刷費

例) 雨天で自治会のお祭りが延期になり、配布予定のお弁当をキャンセルし、キャンセル費用が発生した。

注：自治会活動等が、その途中で中止または延期となった場合は、上記①～④の費用は支払われません。ただし、2日以上にわたって行われる場合で、その日程の一部が中止となったときは、中止となった日(日単位とし1日の日程の一部が中止となった場合を含みません。)分の費用は支払対象となります。

保 険 金 額：実際に支出された費用の70% (限度額10万円)

補償対象外：① 自治会、住民の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 戦争、暴動または地震、噴火、津波等 等

○保険の適用範囲

1 自治会活動

- ① 自治会活動・行事とは、当該活動・行事の企画・立案を自治会が行うか、または企画・立案に自治会が参画していることが必要です。
- ② 企画立案とは、当該活動・行事の日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等の具体的な取り決めをいいます。
- ③ いずれの場合も当該活動・行事の実施・参加について、自治会の役員や総会で決議され、その内容が事業計画書（行事予定表）または議事録により客観的に確認されるものに限ります。
- ④ 複数の自治会が共同で行う活動・行事も、上記の（①～③）要件に合致していれば対象になります。
- ⑤ 地方自治体が行う活動、行事に自治会が参加した場合や、自治体の依頼を受けて自治会が行う活動・行事も対象になります。
- ⑥ 協賛・後援等名目だけのかかわりをもつ事業での事故の場合は対象外です。

= 具体的な事業・行事 =

- ① 総会・役員会等の会議や研修会など
- ② 運動会、レクリエーション、親睦活動
- ③ 地域清掃、資源回収、広報紙・回覧板の配布、葬儀手伝いなど

2 対象となる「住民」とは

- ① 自治会に加入していること
 - ② 自治会の所在する地域に生活の本拠を有すること
 - ③ 自然人であること
- ・個人事業主については、加入形態が仮に商店名となっても、事業主本人および生計を共にする同居の親族を含みます。（事業主は、町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。）
 - ・法人については、代表者は個人事業主に準じて取り扱います。（代表者は自治会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。）
 - ・法人の従業員は別途個人で自治会に加入していない限り対象外です。

3 「自治会活動に従事している間または自治会活動に参加している間」とは

自治会活動に従事または自治会行事に参加の目的（自治会行事の見物、見学、応援等を含みます。）をもって、通常の経路により住居を出発してから住居に到着するまでの間がかつ自治会の管理下（自治会の指揮、監督および指導下をいいます。）にある間をいいます。

◆自治会活動保険Q&A◆

Q 1 町が主催する行事や自治会連合会の防災訓練などは対象となりますか

A： 町が主催する行事や自治会連合会が行う行事については、各自治会に事前に計画が案内され、それを受けて各自治会で当該活動・行事の実施・参加について役員会や総会で決議され、その内容が事業計画書（行事予定表）または議事録により確認できれば対象となります。

Q 2 自治会の組織の中に、老人クラブや助け合いチームがあり、そこで行う行事・活動について保険の対象となりますか

A： 老人クラブ、助け合いチームがこの保険の対象になるのは、以下の①②の要件をいずれも満たした場合です。また、自治会に同好会やサークルを設置している場合も同様です。

① 自治会として、運営費・活動費の支出を行っていること

② 老人クラブ、助け合いチーム、同好会などが自治会内の会員で組織されており、それらの活動を自治会が自治会活動として認識し、**事業計画書に記載されていること**

※保険の対象となる活動は「自治会活動として実施・参加」した場合です。

Q 3 自治会行事のための準備や練習は対象となりますか

A： (1) 準備

当日の会場設営のための準備等、行事を行うための打ち合わせ、会場の下見、飾り付けや看板等の準備も対象となります。

(2) 練習

スポーツ大会の練習や盆踊りの練習などは、個人で行っている場合はその行事のための練習なのか判別出来ないため対象外です。しかし、自治会役員や当該行事の責任者の立ち合いのもとに行われている場合は対象となります。

(3) 後片づけ・更衣・慰労会

行事の後片づけや更衣は対象となります。行事後に慰労会を行う場合は、当該経費を自治会で予算化している場合に限り、対象となります。（一部負担でも可）

Q 4 行事の際の休憩、自由行動の取り扱いはどうなりますか

A : 行事途中での休憩は対象となります（休憩時間中当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動している間を除きます）。また、目的地での自由解散については、自由解散後の個人の行動は対象とはなりません（会場と住居との往復途上は、「通常の経路」であれば対象となります）。

Q 5 旅行などの宿泊を伴う行事の場合の取り扱いはどうなりますか

A : 旅行等が目的の行事の場合は、観光自体が目的であり全員で行動しないケースもあることから、目的地に到着してから目的地を出発するまでの間は補償の対象となります。ただし、この場合でも自由解散後の個人行動は除きます。

Q 6 地域の安心安全の活動での見守り活動は対象になりますか

A : その活動があらかじめ自治会で計画・確認されていることが必要になります。総会議案書などに、「通学路の見守り活動」、「児童生徒の安全活動」などの項目で事業計画に記載されていることが必要です。

Q 7 年間行事計画に計画されていない事業を行った際は対象となりますか

A : 議事録があれば、対象となります。

Q 8 むちうち等の事故について、事故発生日から90日後に違和感があり、通院した場合そのケガは保険の対象となりますか

A : 90日後に通院したケガが事故によるケガと医師が診断すれば対象となります。医学的他覚所見のないケガについては対象外となります。
※保険会社より医師の診断書を請求する場合がございます。

◎事故発生後の報告・請求手続き

1 事故が発生したら直ちに以下の内容を事務局に報告してください。

○事故の日時 ○場所 ○事故の状況 ○傷害または損害の程度

★傷害事故の場合 . . . 受傷者の氏名・住所・年齢・電話番号・通院先 など

★損害事故の場合 . . . 被害者（所有者）の氏名・住所・電話・修理先 など

2 その後の手続き～保険金の支払いまで

事故報告後、治療あるいは修理が終了してから保険金請求の手続きを行います。

必要書類は、事務局からご本人あるいは自治会長に送付して手続きを進め、手続き終了後に指定口座に保険会社から保険金が振り込みとなります。

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】 美幌町自治会連合会 事務局

美幌町役場町民生活部町民活動課町民活動グループ内

(庁舎1番窓口)

住所：〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目25番地

TEL：0152-77-6537 FAX：0152-72-4869